

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会・第2回総会 議事録

日時 平成21年6月14日(日) 13:15～15:30

場所 沖縄大学

出席者数：24名、委任状：20、議決権行使書：25、計69

会員100名中、24名の出席者及び45名の委任状及び議決権行使書を得て成立定数を満たしたので、内容を協議し決定した。

事前に配布した議案の概要は次のとおり。

議案	議案項目	概要	議案書のページ
第1号議案	平成20年度活動報告	平成20年度沖縄県サンゴ礁保全推進協議会活動報告を、議案書及び参考資料のとおり報告するので、承認をお願いしたい。	p.1
第2号議案	沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金細則(案)	寄付金等細則を議案書のとおり提案するので、承認をお願いしたい。	p.2
第3号議案	規約の修正	<p>第3-1号議案 第7条の改正 規約第7条に協議会への参加意志について定義されていなかったため、議案書のとおり追加したい。</p> <p>第3-2号議案 第10条の改正 第一回総会において、第9条では「除名」、第10条では「解任」となっているため用途の統一が提案された。そのため、規約第10条について、議案書のとおり修正したい。</p> <p>第3-3号議案 第17条の改正 規約第17条の総会の成立要件について、議案書のとおり修正したい。</p> <p>第3-4号議案 第18条の改正 規約には総会の委任について第17条には定義されているが、理事会の委任について定義されていない。そのため、第18条に理事会の委任について、議案書のとおり追加したい。</p>	p.4～6
第4号議案	平成21年度事業計画改訂(案)	第1回総会で承認された平成21年度計画について、より柔軟な協議会活動を行うため、「5)その他活動に必要な事項」加え、議案書のように修正したい。	p.7～9
第5号議案	平成21年度の収支予算改訂(案)	平成21年4月1日～平成22年3月31日までの収支予算(案)を議案書のとおり修正したい。(会費の徴収は行いません)。	p.10

第一号議案：平成 20 年度活動報告について

平成 20 年度沖縄県サンゴ礁保全推進協議会活動報告を議案書及び参考資料のとおり報告した。

平成 20 年度沖縄県サンゴ礁保全推進協議会活動報告に関する質問や提案

1. パネルの巡回展に関して、具体的な説明をお願いしたい。

パネルの巡回展は自然保護課と協議会の共同事業として実施した。パネルは全部で 23 枚、A1 サイズ。展示場に展示してある期間は場所によって異なるが、久米島では 1 ヶ月。内容はサンゴとジュゴンのさまざまな基礎情報。希望があれば貸し出しは可能。今後機会があれば、会員が主催する展示会との共催など、協議会会員の活動と協力することも可能。

第二号議案：沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金細則（案）について
寄付金等細則が以下のとおり承認された。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金等細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、沖縄県サンゴ礁保全推進協議会規約第27条に基づく、寄付金等の運営に関し必要な事項を定めるものである。

（定義）

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等をいう。

（寄付金等の受け入れ）

第3条 資金調達委員会は、寄付の申請を審査し、受け入れについて適当であると認めたものについて、理事会において承認を得る。

（受け入れの制限）

第4条 次の各号に該当する場合は、寄付金等を受け入れることができない。

- （1）寄付金等により取得した財産を無償で譲渡する場合。
- （2）寄付金等の使途について、寄付者が会計検査を行う場合。
- （3）寄付金等の申し込み後、寄付者がその意志により寄付金の全部又は一部を取り消すことができる場合。
- （4）寄付金等を受け入れることにより、協議会の業務又は財政に特段の負担又は支障があると認められる場合。

（寄付金等の使途）

第5条 寄付金等は第6条の場合を除き、次の取り組みを支援するために活用する。

- （1）協議会の運営
- （2）総会で承認された活動計画
- （3）その他サンゴ礁の保全に関すること

（使途の指定）

第6条 寄付者は自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

- 2 協議会は、寄付者の意思を尊重し、寄付金等を指定された使途に供するよう努めなくてはならない。
- 3 やむを得ず指定された使途に供することができないことが明らかになったとき又は3年以上供することができなかつたときは、寄付者の同意を得て前条各号の用に供するものとする。ただし、相当の努力にも拘わらず、寄付者に連絡が取れない場合は、理事会への報告を経て、寄付者の同意があったものとみなす。

（管理）

第7条 運営委員会は寄付金等を、適正に管理・運用する。

- 2 寄付金等に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第8条 集められた寄付金等は、定期総会にて収支報告し、寄付者から求められた場合、別途寄付者に報告する。

- 2 資金調達委員会は、寄付の受け入れを承認したとき、その旨を協議会のホームページ、ブログ又はその他の告知媒体に掲載して報告するものとする。ただし、寄付者が希望しなかつたときはその限りではない。

沖縄県サンゴ礁保全推進協議会寄付金細則（案）に関する質問や提案

1. 寄付による税金の控除などの制度が利用できる体制となっているか。
体制となっていない。これから活動の実績を積み上げながら、制度が利用できるように、みんなが納得するような体制を目指す。
参考：国税庁ホームページ（寄附金控除）
<<http://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1150.htm>>
2. 助成金を申請する予定があるか。
さまざまな助成に申請する予定。

第三号議案：規約の修正について

第三 - 一号議案 第7条の改正

規約第7条に協議会への参加意志について定義されていなかったため、下記のとおり改正し承認された。

第7条改正案

改正前	改正後
(権利の停止) 第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。	(権利の停止) 第7条 協議会に参加の意思がないと理事会が認めた場合、会員の権利は停止される。 2 <u>協議会への参加の意思がないとは、総会開催の案内を送付後、総会参加の意思表示や委任状および議決権行使書の送付が2年間続けてない場合をいう。</u>

第7条改正に関する質問や提案

1. 「送付」とは、文書が郵送で送られてくることを指すのか。

総会の資料等を郵送やメールなどで送付することを指す。今回の総会はメールと郵送の両方で行った。

第三 - 二号議案 第10条の改正

第一回総会において、第9条では「除名」、第10条では「解任」となっているため用途の統一が提案された。そのため、規約第10条について、下記のとおり改正し、承認された。

第10条改正案

改正前	改正後
(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 (1) 辞任 (2) 死亡、失踪の宣告 (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散 (4) 解任	(会員資格の喪失) 第10条 会員は、次の事由によって、その資格を喪失する。 (1) 辞任 (2) 死亡、失踪の宣告 (3) 会員が属する団体若しくは法人の解散 (4) 除名

第10条改正に関する質問や提案

1. 特になし。

第三 - 三号議案 第17条の改正

規約第17条の総会の成立要件について、下記のとおり改正し、承認された。ただし、委任状と議決権行使書の取り扱いに対して、意見が出てきたので、その場で議論・協議した。

第17条改正案

改正前	改正後
(総会の議決方法)	(総会の議決方法)

<p>第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。</p> <p>2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。</p> <p>3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。</p>	<p>第 17 条 総会は会員の過半数以上の出席により成立する。</p> <p>2 会員は総会において、各 1 票の議決権を有する。但し、前条第 5 号に関する議事については、当該会員は議決権を行使できない。</p> <p>3 総会の議事は、出席した会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 総会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席会員へその議決権の行使を委任することができる。この場合、これを出席者と見なす。</p> <p>5 <u>総会の成立要件である会員の過半数以上とは、会員の総数から、第 7 条第 2 項で会員の権利を停止されている者を除いた会員の過半数とする。</u></p>
--	---

第 17 条改正に関する質問や提案

1. 現在、総会を運営するにあたり、委任状と議決権行使書が使用されているが、その取り扱いによっては、総会の運営上支障が出る可能性があるため、何らかの対策をとっておいた方がよい。

委任状と議決権行使書の様式の中に次のような断り書きを入れることで承認された。

- ・委任状と議決権行使書のどちらか一方を返信すること
- ・議決権行使書で事前に提示された案に対して賛成意見を表明した場合、提示された案が総会での議論で修正された場合はその修正にしたがう。

また、いろいろな意見が出されたため、下記に主な意見を箇条書きにする。

委任状と議決権行使書の取り扱いに対する主な意見

- ・議決権行使書は総会の議論に関係なく賛成反対の意見が出せることとなっている。議決権行使書の意見が過半数の場合、総会の議論に意味がなくなる可能性がある。
- ・事前に提案された議案を総会の場で修正する場合、議決権行使書の扱いが必ず問題となる。
- ・議決権行使書の提出が現状にあってないのであれば、使用をやめてはどうか。それぞれの議案に対して、自分の意志を表明したい場合、議決権行使書というものが権利としてあってもよいと思う。
- ・総会で違う提案が出てきた場合、今の行使書では修正提案を受け付けないということになる。総会のような自由な議論がある場合、特定の議決権行使書を出すのはあまり適当でないと思う。
- ・総会の議決に参加したいという考え方と、総会の場で修正できなくなる可能性があるという二つのポイントがある。
- ・委任状や議決権行使書は総会の成立要件を満たすために非常に重要なもの。
- ・議決権行使書の使用は、参加者の総意をできるだけ汲み上げる運営の仕方。議案は議論の中で進化することは当然であり、本来は総会に参加すべきだが、議決権行使書の使用は、参加できない場合でも意思表示できるという意味では良いと思う。
- ・事前に提示されている議決権を行使した案と、総会当日に議論して修正した案がある場合、議決権を行使した人は修正した案を知ることはできない。修正した案に対して反

対を表明されても運営上困る。ただし、議決権を行使した場合でも総会で修正された案を受け入れるように総会が運営されれば、問題はない。

- ・議決権行使書の様式の中に、議案が総会で修正された場合でもそれを受け入れるというような断わり書きを入れてはどうか。
- ・委任状で議決権を誰かに委任しているのに、議決権行使書を出すと混乱が生じるため、議決権行使書は廃止した法がよいと思う。総会に参加できない人の意見を総会での議論に反映させたいければ、事前に意見を聞いて、議案の議論のときに示せば、最初の段階の議論にある程度反映されるのではないか。
- ・事前に出された議案に賛成する人は極端な修正がない限り修正された議案に賛成だと思われる。事前に出された議案に反対する人は、意見表明シートのようなものを用意してはどうか。
- ・どうしても総会に出席できないため、総会の成立に貢献したくて、議案へ意見を表明したい人がいる場合、その人の意見を尊重すべきだと思う。その意見が参考意見として扱われることに対しては不満だ。
- ・委任状と議決権行使書の両方を提出した場合、運営上混乱が生じるため、どちらか一方しか返信しないように断り書きを明記してはどうか。

第三 - 四号議案 第 18 条の改正

規約には総会の委任について第 17 条には定義されているが、理事会の委任について定義されていない。そのため、第 18 条に理事会の委任について、下記のとおり改正し、承認された。

第 18 条改正案

改正前	改正後
<p>(理事会)</p> <p>第 18 条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、出席した理事の 5 分の 3 以上により決する。</p> <p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p>	<p>(理事会)</p> <p>第 18 条 理事会は、必要に応じて開催する。</p> <p>2 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。</p> <p>3 理事会の議事は、出席した理事の 5 分の 3 以上により決する。</p> <p>4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>5 <u>理事会に出席できない会員は、所定の様式により他の出席理事へ、理事会での決議事項の議決について、委任することができる。この場合、これを出席者とみなす。</u></p>

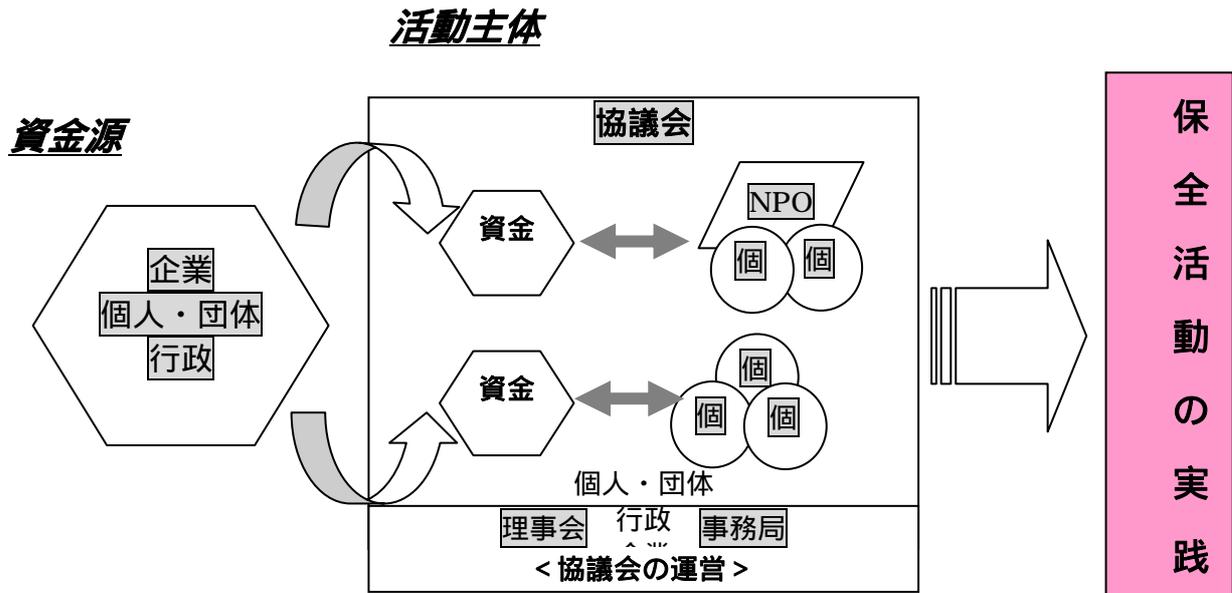
第 18 条改正に関する質問や提案

1. 特になし。

第四号議案：平成 21 年度事業計画改訂(案)について

第 1 回総会で承認された平成 21 年度計画について、より柔軟な協議会活動を行うため、「5）その他活動に必要な事項」加え、二重線部分を修正し、改定案として事前に提案されていた。総会の場で、表現について修正意見が出されたため、その修正した計画を会員に送付することを条件に承認された。

本協議会は、沖縄県内のサンゴ礁保全活動を推進し、健全なサンゴ礁生態系を維持するとともに持続的な利用による地域づくりを目指している。平成 21 年度は、本協議会組織を維持・運営するとともに会員によるサンゴ礁保全活動の推進を図る。



【本協議会の運営】

本協議会は、年 1 回総会を開催し、その年の活動結果及び次年度の活動計画を報告する。また、本協議会活動を円滑に進めるため、年 3 回程度の理事会を開催する。

総会の開催準備は総会準備委員会が、理事会の開催は運営委員会が行い、事務局はそれぞれの委員会の指示に従って適宜その作業を補佐する。なお、これら本協議会の運営にかかる経費は、資金調達委員会が、各種助成金や行政の業務費、基金等を申請して調達する。

【保全活動の推進】

本協議会では、会員によるサンゴ礁保全活動を、情報の収集と提供、サンゴ礁保全のための提言、資金の収集と提供、の 3 つの柱を軸に推進する。

活動の推進に当たっては、下記委員会がそれぞれの柱を担当し、必要に応じて本協議会の中に作業部会を設置して行う。

表．本協議会で推進するサンゴ礁保全活動の柱と実施主体となる委員会

活動の柱	担当委員会
情報の収集と提供	広報委員会
サンゴ礁保全のための提言	企画委員会
資金の収集と提供	資金調達委員会

【平成 21 年度の活動】

平成 21 年度は、それぞれの柱に基づき、以下の 45 つの活動を行う。

1) 『沖縄県のサンゴ礁についての現状取りまとめ』(情報の収集と提供：広報委員会)

沖縄県内のサンゴ礁に関する既存情報を収集し、サンゴ礁の現状について取りまとめる。取りまとめた情報は本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。

また、会員の活動内容、専門性、提供できるサービスなどの情報を収集し、サンゴ礁保全に関する人材情報を蓄積する。

2) 『沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案』(サンゴ保全のための提言：企画委員会)

で行った評価結果を元に、サンゴ礁保全に必要な対策や保全活動の方向、実施可能な保全活動などを提案する。それらの提案は本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。

3) 『自然資源に関する地域での意識調査』(資金の収集と提供：企画委員会)

WWF ジャパン(以下、「WWFJ」)より、平成21年度に南西諸島の自然資源に関する地域での意識調査の一環として実施する、沖縄県及び鹿児島県奄美地域での地域調査に関し、本協議会との連携による資金の提供が提案されている。これは、南西諸島の各地域において、サンゴ礁を含む自然資源を地域住民がどのように認識しているかを把握するための意識調査である。

そこで、本協議会では平成21年度の活動として、調査内容の検討、関係者への連絡調整及び現地調査等について、WWFJと連携してその実施に協力する。

なお、本協議会の活動としては「資金の収集と提供」の柱に関する活動であるが、すでに調査実施段階に入っているため、WWFJとの調整は企画委員会が当たる。

4) 『資金調達に関する戦略の検討』(資金の収集と提供：資金調達委員会)

今後の本協議会の自立的運営を含み、必要とされるサンゴ礁保全活動に対して、どのようにその資金を獲得するか、その方法を戦略的に検討する。

5) 『その他活動に必要な事項』

上記4つの活動以外でも規約第5条協議会の活動に合致した活動については、予算の範囲内で実施可能なものは理事会の承認で実施できるものとする。

活動の期間：上記の45つの活動期間は、平成21年4月1日から平成22年3月31日までとする。

活動の報告：活動の結果は、平成21年度の総会で報告し本協議会内で共有するとともに、本協議会ホームページ等を通じて一般にも発信する。また、理事会より指示のあった場合は、逐次中間及び進捗状況を報告する。

活動経費：1) 2) 及び4)の活動は各委員のボランティアによるものとし、必要な消耗品費、事務管理費等は、本協議会の運営費で負担する。3)の活動については、WWFJと協議しながら必要な経費を調達する。

活動予定：

活動	4～7月	8～11月	12～3月	備考
1) 沖縄県のサンゴ礁についての現況取りまとめ	← 情報収集 →	← 分析 →	← 取りまとめ → 報告	
2) 沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案		← 現況情報の分析 →	← 保全提案の検討 → 取りまとめ	

				報告
3) 自然資源に関する地域での意識調査	 現地調査 結果分析	 追加調査	 取りまとめ	報告 WWFJ のプロジェクト執行年度は 10 月から翌年 9 月 報告
4) 資金調達に関する瀬略的方法の検討	 検討会議及び	 Eメールでの議論	 取りまとめ及び次年度資金計画	報告 報告
5) <u>その他活動に必要な事項</u>	 理事会等により審議			報告

平成 21 年度計画（案）に関する質問や提案

1. 1) から 4) の活動を具体的に進める時に、協議会が、個々のサンゴ礁に関わる問題に対して、どのように取り組むか議論してほしい。また、その議論から、会員相互の協力体制ができるようになるとよいと思う。
2. 協議会の名簿やメーリングリストを活用した情報交換は、本来の協議会の役割である。いろいろな提案ができる仕組みを 5) のその他活動として、提案している。

第五号議案 平成 21 年度の収支予算改訂(案)について

第 1 回総会で承認された平成 21 年度の収支予算について、改定案として事前に提案されていた。しかし、その後の理事会で重要な修正が指摘されたため、理事会で修正された収支予算(案)を総会の場で提示した。その修正した平成 21 年度の収支予算を会員に送付することを条件に承認された。

理事会で修正された平成 21 年度の収支予算(案)

平成 21 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 3 月 31 日までの収支予算(案)を次のとおり修正したい。

収 入			
1) 県受託による事業費	500,000 円		(申請予定)
2) その他助成金等	400,000 円		(申請中および予定)
3) 寄付	100,000 円		(猪澤理事ほか)
収入合計		1,000,000 円	
支 出			
1) 協議会の運営費			
会議費	理事会開催費	100,000 円	(3 回程度開催)
	総会開催費	50,000 円	(1 回開催)
消耗品費		100,000 円	
通信費		100,000 円	
小計		350,000 円	
2) 保全活動の推進事業費			
沖縄県のサンゴ礁についての現況とりまとめ			
		50,000 円	
沖縄県におけるサンゴ礁保全についての提案			
		50,000 円	
資金調達に関する戦略的方法の検討		50,000 円	
県の受託事業に関わる経費など、その他の活動に関わる事項		500,000 円	
小計		650,000 円	
支出合計		1,000,000 円	

黄色部分を修正して提案いたします。

平成 21 年度予算(案)に関する質問や提案

- 1 . 申請中の助成金にはどのようなものがあるか。
OMRC に申請を出している。

その他事前に提案された議案以外の質問や提案

専門家でない人が判断が付かないことに対するアドバイスを求めたり、知らない情報を手に入れたり、情報を共有したり、意見を交換したり、予定している活動についての協力の要請をしたり、そのような活動を協議会でできるように、みんなで協力してきましょう。

意見交換の場を総会だけでなく、もっと広げられるように、会員の協力や時にはいろいろな道具を活用して、進めていきましょう。